

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号

株 式 会 社 ス テ ム リ ム

代表取締役社長 岡 島 正 恒

## 第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年10月23日（水曜日）午後6時までにご到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年10月24日（木曜日）午後2時  
（受付開始時刻は午後1時30分とさせていただきます。）
2. 場 所 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番18号  
彩都バイオヒルズセンター 会議室A
3. 目的事項  
報告事項 第14期(2018年8月1日から2019年7月31日まで)事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件  
第2号議案 剰余金の処分の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役2名選任の件  
第5号議案 監査役2名選任の件  
第6号議案 補欠監査役1名選任の件  
第7号議案 監査役の報酬限度額改定の件  
第8号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.stemrim.com/>）に掲載いたしますのであらかじめご了承ください。
- 株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方は原則ご入場いただけませんのでご注意ください。
- 本株主総会終了後、同会場にて、事業説明会を開催いたします。引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当社における事業の概況としましては、創業以来当社が取り組んできた、「再生誘導医薬」の実現に向け、研究及び開発を推進してまいりました。「再生誘導医薬」とは、怪我や病気により損傷し機能を失った生体組織の機能的再生・治癒を促進する、新しい作用メカニズムにもとづく医薬品です。

当事業年度（2018年8月1日～2019年7月31日）の具体的な進捗としましては、2017年12月に開始した、大阪大学医学部附属病院・慶應義塾大学病院・東邦大学医療センターにおける難治性遺伝性皮膚疾患（表皮水疱症）を対象とした臨床試験（医師主導試験）の第Ⅱ相試験及び、2019年4月に塩野義製薬株式会社が開発主体となる、HMGB1ペプチドに関する脳梗塞を対象とした企業治験の先行する2つの臨床治験をはじめ、複数の対象疾患において、機能障害の抑制効果が示されているなどの薬効効果が確認されており、当社が進める「再生誘導医薬」の実現に向け、研究及び開発を推進しております。

このような状況のもと、当社は、塩野義製薬株式会社と締結しているHMGB1ペプチドに関するライセンス契約に基づく臨床データ使用許諾の対価を受領したことにより、当事業年度の事業収益は、100,000千円（前事業年度は、事業収益200,000千円）となりました。営業損失については、事業推進のための研究開発費640,200千円を含む、事業費用826,861千円を計上した結果、726,861千円（前事業年度は、営業損失375,141千円）となりました。また、中小企業庁・戦略的基盤技術高度化支援事業の補助金収入等を計上した結果、経常損失は722,594千円（前事業年度は、経常損失327,338千円）となり、その結果、当期純損失は721,209千円（前事業年度は、当期純損失323,822千円）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は6,048千円であり、主なものは、サーバー機器等であります。

### (3) 資金調達の状況

当事業年度において、安定的に研究開発を継続するための財務基盤を強化するため、第三者割当増資により、1,444,950千円の資金を調達しております。

### (4) 対処すべき課題

当社が属する再生医薬品分野は、世界的にも普及段階まで至っておらず、このような最先端医療分野は環境変化のスピードが極めて早いと考えられ、潜在的な競争相手に先行し、他社の知的財産権を上回る開発をする必要性があります。

このような経営環境の下、当社が対処すべき当面の課題としては、主に下記①～⑤の5点があります。

### ① 既存事業の展開支援と新規事業の開発推進

既存事業については、大手製薬企業への開発候補品の導出が完了していることから、今後は、導出先企業による臨床開発が滞りなく進められ、さらに、将来幅広い適応症に対して開発が展開されるよう、導出先の製薬企業に対する側面支援を継続していくことが、当社の重要な役割であると考えております。また、大阪大学において実施中の医師主導治験に対する継続的な支援も、引き続き、当社の重要な役割であると考えております。第Ⅱ相医師主導治験において開発候補品の有効性が示されれば、当該医薬品の表皮水疱症治療薬としての上市のみならず、他の適応症への展開が加速されるものと期待しております。その他のパイプラインについても新たな事業提携に繋げていくことが、今後の当社の重要な経営課題であると考えております。

### ② 臨床応用の加速

臨床治験において、再生誘導医薬による間葉系幹細胞に対する動員効果を迅速に評価することが可能になれば、疾患ごとに薬剤の投与方法（用法、用量）の最適化が容易になります。しかし、再生誘導医療は新しい概念の医療であり、先行する医薬品は上市されていません。また、間葉系幹細胞も培養操作を行った細胞については詳細な基礎研究が進んでおりますが、生体内における間葉系幹細胞の、正確な局在、機能、性質、種類など不明な点も数多く存在します。以上のことは、再生誘導医薬を開発する上で高いハードルとなっています。

大阪大学と当社は、これまで約10年にわたり、再生誘導医療の共同研究（再生誘導医学）をつづけ、数多くの知見やノウハウを手にしていきます。さらに、基礎研究の膨大なデータと今後進める臨床研究及び治験のデータの相互評価及び相互利用によって、開発を加速することができると考えております。

### ③ 研究助成金の獲得

医薬品の研究開発には、多額の先行投資が必要とされ、同時に少なからぬ開発リスクが伴います。当社では、プロジェクトが非臨床試験若しくは早期臨床開発段階に達した時点で、製薬企業との提携若しくは候補品の導出を行い、比較的早期に自社の開発費負担を低減させることを基本戦略としておりますが、それでもなお、候補物質スクリーニング法の開発と薬効メカニズム検討のための基礎研究、候補化合物の探索研究、パイロット製造、薬効薬理・安全性試験など、臨床試験に至るまでの過程で多大な研究開発費を自社で負担する必要が生じます。

これまで当社は、公的研究助成金を積極的に活用することで、これらリスクの高い早期探索研究に要する研究開発費の負担を補ってまいりました。既存プロジェクトの導出が完了し、今後、探索研究段階にある新規プロジェクトの数が増加していくことから、引き続き、公的研究助成金を積極的に獲得し活用していくことが、当社の重要な経営課題であると考えております。

#### ④ 優秀な人材の獲得

当社が取り組む再生誘導医薬の分野は、今後、国内外バイオ・製薬企業との競争が激化することが予想され、より一層の研究開発の加速と競合他社との差別化が必要になると考えております。そのため、独創的な研究活動を支える優秀な研究人材の獲得は、当社の喫緊の経営課題であると認識しております。

#### ⑤ 財務基盤の拡充

当社が今後とも、既存の開発候補品の臨床開発を支援しながら、新規の再生誘導医薬候補物質の探索及び研究開発への投資を安定的に継続していくためには、必要に応じて、ベンチャーキャピタル等の投資家や株式発行による資本市場からの資金調達を実施するなどして、財務基盤の充実と安定化を図っていくことが、今後の当社にとって重要な経営課題であると考えております。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第11期 2016年7月期	第12期 2017年7月期	第13期 2018年7月期	第14期 (当事業年度) 2019年7月期
事業収益(千円)	596,777	300,000	200,000	100,000
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	201,290	△123,936	△323,822	△721,209
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	5.68	△3.50	△8.47	△16.85
総資産(千円)	1,256,857	1,043,521	1,924,782	2,687,861
純資産(千円)	1,115,093	991,156	1,872,163	2,595,904
1株当たり純資産(円)	31.46	27.96	47.44	58.62

(注) 当社は、2019年3月1日付で普通株式1株につき100株、2019年3月8日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

#### (6) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

##### ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社が創業以来、その実現を目指し研究開発に取り組んできた「再生誘導医薬」は、怪我や病気により損傷し機能を失った生体組織の機能的再生・治癒を促進する、新しい作用メカニズムにもとづく医薬品です。

再生誘導医薬は、従来型の再生医療／細胞治療とは異なり、生きた細胞の投与を必要とせず、物質＝医薬品の投与によって、患者自身の体内に存在する幹細胞を活性化する方法で、より簡便かつ安全に、治療効果の高い再生医療を実現します。再生誘導医薬開発により、生きた細胞製剤では難しい安定した品質による迅速な再生医療を実現する製品供給が可能となることから、広く普及可能な新しい再生医療となり得ます。

再生誘導医薬の投与によって患者の体内で誘導される幹細胞は、血液循環を介して体内を巡り、損傷した組織特異的に集積します。損傷部位に集積した幹細胞は、神経や皮膚、骨、軟骨、筋肉、血管など、様々な種類の組織に分化する能力を有するため、再生誘導医薬という共通のプラットフォームによって、脳梗塞や脊髄損傷などの中枢神経系疾患、心筋梗塞や心筋症などの循環器系疾患、難治性皮膚潰瘍などの上皮系疾患、難治性骨折などの間葉系疾患など、組織損傷をともなう数多くの難病に対して幅広い治療効果をもたらすことが期待されます。

当社で最も開発の進む開発品は、現在、大阪大学医学部附属病院・慶應義塾大学病院・東邦大学医療センターにおいて難治性遺伝性皮膚疾患（表皮水疱症）を対象とした臨床試験（医師主導治験）第Ⅱ相試験を実施中です。当該開発品をはじめとして、当社はこれまでの研究開発活動を通じて、複数の疾患に対する複数の研究開発パイプライン（医薬品候補群）を保有しており、再生誘導医薬の実現に向けた多面的・多層的な創薬研究開発事業を展開しております。

## (8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 ・ 彩 都 ラ ボ	大阪府茨木市
大 阪 大 学 ラ ボ	大阪府吹田市
東 京 事 務 所	東京都千代田区

## (9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
21名（19名）	1名増（5名増）

(注) 従業員数は、就業員数（契約社員、常用パートを含む。）であります。なお、臨時雇用者数（派遣社員）は、( ) 内に外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

計算書類 個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおり、当社は、2019年8月9日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。これに伴い行った増資により、資本金は4,705,501千円となっております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 44,282,700株
- (3) 株主数 29名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
玉 井 克 人	9,600,000株	21.7%
玉 井 佳 子	5,400,000	12.2
大 久 保 俊 幸	4,650,000	10.5
富 田 憲 介	3,450,000	7.8
株式会社SMB C信託銀行 信 託 口 08900027	2,850,000	6.4
みやこ京大イノベーション 投資事業有限責任組合	2,443,200	5.5
大阪バイオファンド 投資事業有限責任組合	2,433,300	5.5
大和日台バイオベンチャー 投資事業有限責任組合	2,333,100	5.3
山 崎 尊 彦	1,380,000	3.1
臼 井 玲	1,320,000	3.0

### (5) その他株式に関する重要な事項

株式の流通の活性化を図るため、2019年3月1日付で普通株式1株につき100株の割合、2019年3月8日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

項目		第1回新株予約権(ア)	第1回新株予約権(イ)	第2回新株予約権
発行決議日		2010年12月24日	2011年3月18日	2012年5月31日
新株予約権の数		6,500個	4,300個	4,450個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,950,000株	普通株式 1,290,000株	普通株式 1,335,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき2円	1株につき2円	1株につき2円
新株予約権の行使期間		自 2012年3月29日 至 2020年3月28日	自 2012年3月29日 至 2020年3月28日	自 2014年6月1日 至 2022年5月31日
役員 の 保有 状況	取締役(社外取締役を除く)	1,500個(2名) 450,000株	3,500個(2名) 1,050,000株	3,950個(3名) 1,185,000株
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

項目		第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権(イ)
発行決議日		2013年7月31日	2014年6月25日	2015年12月4日
新株予約権の数		6,010個	1,650個	510個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,803,000株	普通株式 495,000株	普通株式 153,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき5円	1株につき100円	1株につき283円
新株予約権の行使期間		自 2015年8月1日 至 2023年7月31日	自 2016年6月26日 至 2024年6月25日	自 2016年12月6日 至 2024年12月5日
役員 の 保有 状況	取締役(社外取締役を除く)	3,750個(3名) 1,125,000株	1,500個(1名) 450,000株	300個(1名) 90,000株
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

項目	第7回新株予約権(ア)	第7回新株予約権(イ)	第7回新株予約権(エ)
発行決議日	2017年12月28日	2018年4月27日	2018年6月28日
新株予約権の数	740個	930個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 222,000株	普通株式 279,000株	普通株式 30,000株
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額	1株につき300円	1株につき300円	1株につき300円
新株予約権の行使期間	自 2019年10月27日 至 2027年10月26日	自 2019年10月27日 至 2027年10月26日	自 2019年10月27日 至 2027年10月26日
役員 の 保有状況	取締役（社外取締役を除く）	—	—
	社外取締役	—	—
	監査役	50個（1名） 15,000株	300個（2名） 90,000株

項目	第8回新株予約権(ウ)	
発行決議日	2019年3月14日	
新株予約権の数	1,432個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 429,600株	
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額	1株につき300円	
新株予約権の行使期間	自 2020年10月26日 至 2028年10月25日	
役員 の 保有状況	取締役（社外取締役を除く）	1,000個（1名） 300,000株
	社外取締役	—
	監査役	—



(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

項目	第8回新株予約権(ア)	第8回新株予約権(ウ)
発行決議日	2018年10月29日	2019年3月14日
新株予約権の数	897個	1,432個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 269,100株	普通株式 429,600株
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額	1株につき300円	1株につき300円
新株予約権の行使期間	自 2020年10月26日 至 2028年10月25日	自 2020年10月26日 至 2028年10月25日
当社使用人への交付状況	547個(23名) 164,100株	82個(8名) 24,600株

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	富田 憲介	
代表取締役社長COO	岡島 正恒	
取締役副社長	山崎 尊彦	探索研究部長
取 締 役	金崎 努	経営管理部長
取 締 役	横田 耕一	医薬研究部長
取 締 役	梅田 和宏	エムスリーアイ(株) 代表取締役社長 エムスリー(株) 事業開発グループ 投資担当パートナー POCクリニカルリサーチ(株) 取締役 (株)多磨バイオ 取締役 (株)ポル・メド・テック 取締役
常勤監査役	久渡 庸二	
監 査 役	行正 秀文	立命館グローバル・イノベーション研究機構 研究顧問
監 査 役	津田 和義	津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 (株)ブレイントラスト 代表取締役 (株)ビスポーク 代表取締役 シルバーエッグ・テクノロジー(株) 監査役 (株)京都創薬研究所 監査役 ヒロセ通商(株) 取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 2019年3月14日開催の臨時株主総会において、岡島正恒氏が代表取締役社長COOに新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役梅田和宏氏は、社外取締役であります。
3. 監査役久渡庸二氏、行正秀文氏及び津田和義氏は社外監査役であります。
4. 監査役津田和義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役梅田和宏氏並びに監査役久渡庸二氏、行正秀文氏及び津田和義氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

##### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	60,692千円 (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	5,400千円 (5,400千円)
合 計	9名	66,092千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年10月26日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議頂いております。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年10月26日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議頂いております。
3. 取締役の報酬等については取締役会の決議により、監査役の報酬等については監査役会の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役梅田和宏氏は、エムスリーアイ株式会社の代表取締役社長であり、POCクリニカルリサーチ株式会社、株式会社多磨バイオ及び株式会社ポル・メド・テックの取締役、エムスリー株式会社の事業開発グループ投資担当パートナーであります。なお、当社と各社との間には、特別の利害関係はありません。

監査役行正秀文氏は、立命館グローバル・イノベーション研究機構の研究顧問であります。なお、当社と立命館グローバル・イノベーション研究機構との間には、特別の利害関係はありません。

監査役津田和義氏は、津田和義公認会計士・税理士事務所代表、株式会社ブレイントラスト代表取締役、株式会社ビスポーク代表取締役、ヒロセ通商株式会社取締役(監査等委員)、シルバーエッグ・テクノロジー株式会社監査役及び株式会社京都創薬研究所監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	梅田 和宏	当期開催の取締役会21回のすべてに出席し、主にベンチャーキャピタリストとしての業務や、医療サービス事業開発業務から得た豊富な経験と高い見識に基づき、事業戦略、経営全般についての助言や提言を頂いております。
社外監査役	久渡 庸二	当期開催の取締役会21回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会14回のすべてに出席し、事業開発、マーケティング業務における経験により培われた、業界特有の商慣習に精通した視点から適宜適切な発言を行っております。
	行正 秀文	当期開催の取締役会21回中20回に出席し、また、当期開催の監査役会14回のすべてに出席し、研究員としての研究分野における長年にわたる経験により培われた見識に基づき適宜適切な発言を行っております。
	津田 和義	当期開催の取締役会21回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会14回のすべてに出席し、長年にわたる公認会計士としての業務経験から高度な専門性を活かしたガバナンス体制構築における提言や、複数の企業において培った社外監査役等としての豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的かつ公正な立場より適宜適切な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があると判断した場合には、会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会による決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ 取締役及び使用人は、その職務の遂行に当たり、コンプライアンス体制に係る規程を、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - ロ 法令等遵守の統轄組織として、リスク・コンプライアンス委員会を置き、法令遵守体制の整備及び維持を図る。
  - ハ 法令上疑義のある行為等については従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。
  - ニ 内部監査人は、別に定める「内部監査規程」に基づき各部門の業務執行及びコンプライアンス状況について定期的に内部監査を行い、その結果を代表取締役に報告する。また、内部監査人は、監査役の独立性に支障が生じない範囲において、監査役と連携するよう努力し、監査の合理性確保に努める。
  - ホ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行う。
  - ヘ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ 取締役の職務遂行に係る情報については、法令、「記録管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行う。
  - ロ 監査役会又は監査役が要求した場合、当該文書を速やかに閲覧に供する。
  - ハ 当社は、機密情報につき「機密情報管理規程」を制定し、当社の機密情報の管理・保全について定め、企業秘密の漏えい防止体制を構築する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督する。
  - ロ 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ハ 別に定める「職務権限規程」に基づき、迅速効率的な業務執行を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役は、その職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）の業務執行者からの独立性の確保に努めなければならない。

⑥ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人の独立性の確保のため、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得る。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
- ロ 取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ハ 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令又は定款違反事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ニ 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境設備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互意識を深めるように努める。
- ロ 取締役及び使用人は、監査役が別に定める「監査役監査規程」に基づき、監査を行う場合にはこれに協力する。
- ハ 監査役の職務の執行について生じる費用等、所要費用の請求を監査役から受けたときは、当社は監査役の職務執行に明らかに必要でない認められる場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは、合法的であるか否かを問わず、また名目の如何を問わず、一切の関係を持たず、また取引を行わないことを基本的な考え方としております。

当該考え方に基づき、「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力及び団体と一切の関係を排除するための以下の社内体制を整備・運用しております。

- ・反社会的勢力への対応部署、不当要求防止責任者の設置及び講習等の受講
- ・不当な金銭等の要求に関する外部機関への届出ルールの設定
- ・取引に際しての「日経テレコン」その他インターネット検索等に基づく反社会的勢力チェックの実施

## (2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

当社は、上記の整備方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

当事業年度におきましては、取締役会は21回開催され、社外取締役及び監査役が出席し、取締役の職務執行が法令および定款に適合し適切かつ効率的に実施されるよう監督を行うとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。

監査役会は監査方針及び監査計画を策定し、取締役会への出席を通じて取締役の職務執行の状況を監督するとともに、各取締役との面談、稟議書等の重要書類の閲覧、会計監査人及び内部監査人からの意見聴取、情報交換を行い、取締役及び使用人の職務執行の状況を監査しております。

内部監査人は、監査計画に従い、各部署への監査を通じて、使用人の職務遂行が法令、社内規程等に従って適切に実施されていることについて監査を行い、必要に応じて改善指示等を行うなど、より適切な業務の実施に向けて活動を行っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存であります。当面は、多額の先行投資を行う研究開発活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

なお、配当を行う場合につきましては、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

# 貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	2,669,080	<b>流動負債</b>	75,634
現金及び預金	2,496,422	リース債務	2,903
貯蔵品	12,648	未払金	34,846
前払費用	109,651	未払費用	15,955
その他	50,356	未払法人税等	19,518
		預り金	2,410
<b>固定資産</b>	18,780	<b>固定負債</b>	16,322
<b>有形固定資産</b>	9,727	リース債務	9,714
建物	6,313	繰延税金負債	726
工具器具備品	3,413	資産除去債務	5,881
<b>無形固定資産</b>	1,393	<b>負債合計</b>	91,956
ソフトウェア	1,393	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	7,660	<b>株主資本</b>	2,595,904
長期前払費用	1,940	<b>資本金</b>	812,475
敷金及び保証金	5,719	<b>資本剰余金</b>	2,802,565
		資本準備金	2,802,565
		<b>利益剰余金</b>	△1,019,135
		その他利益剰余金	△1,019,135
		繰越利益剰余金	△1,019,135
		<b>純資産合計</b>	2,595,904
<b>資産合計</b>	2,687,861	<b>負債・純資産合計</b>	2,687,861

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		100,000
事業費用		
研究開発費	640,200	
販売費及び一般管理費	186,661	826,861
営業損失(△)		△726,861
営業外収益		
受取利息	15	
助成金収入	9,570	
為替差益	15	
雑収入	184	9,785
営業外費用		
支払利息	304	
株式交付費	5,213	5,518
経常損失(△)		△722,594
税引前当期純損失(△)		△722,594
法人税、住民税及び事業税	2,440	
法人税等調整額	△3,824	△1,384
当期純損失(△)		△721,209

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	90,000	2,080,090	2,080,090
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	722,475	722,475	722,475
当 期 純 損 失 (△)			
特別償却準備金の取崩			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	722,475	722,475	722,475
当 期 末 残 高	812,475	2,802,565	2,802,565

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計	純資産合計
	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金		繰 越 利 益 剰 余 金			
	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	7,058	△304,985	△297,926	1,872,163	1,872,163	
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行				1,444,950	1,444,950	
当 期 純 損 失 (△)		△721,209	△721,209	△721,209	△721,209	
特別償却準備金の取崩	△7,058	7,058				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	△7,058	△714,150	△721,209	723,740	723,740	
当 期 末 残 高	—	△1,019,135	△1,019,135	2,595,904	2,595,904	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年

工具器具備品 4～5年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### 3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 10,252千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 44,282,700株

#### 2. 当事業年度末における発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 8,792,700株

(税効果会計関係に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
繰越欠損金	298,265	千円
未払事業税	5,230	千円
研究開発費	26,136	千円
資産除去債務	1,800	千円
一括償却資産償却超過額	474	千円
小計	331,908	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△298,265	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△33,642	千円
評価性引当額小計	△331,908	千円
繰延税金資産合計	—	千円
繰延税金負債		
資産除去費用	726	千円
繰延税金負債合計	726	千円
繰延税金資産又は負債(△)の純額	△726	千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については、エクイティブ・ファイナンスやリース取引を活用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約に伴い預託しており、預託先の信用リスク等にさらされております。

営業債務である未払金は、通常1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、研究用機材の購入に係る資金調達を目的としたものであります。償還日は決算日後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

敷金及び保証金は、契約締結前に契約先の信用状況及び対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれる可能性があります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当社の営業債権は特定の大口顧客に集中する可能性が高いものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	2,496,422	2,496,422	—
資産計	2,496,422	2,496,422	—
①未払金	34,846	34,846	—
②未払法人税等	19,518	19,518	—
③リース債務(注) 1	12,617	12,666	48
負債計	66,983	67,031	48

(注) 1. 一年内返済予定のリース債務を含んでおります。

2. 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 未払金、② 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	5,719

敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 58円 62銭

2. 1株当たり当期純損失(△) △16円 85銭

(注) 当社は、2019年3月1日付で普通株式1株につき100株、2019年3月8日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 公募による新株式の発行

当社は2019年8月9日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり、2019年7月5日及び2019年7月24日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行を決議し、2019年8月8日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は4,578,975千円、発行済株式総数は52,382,700株となっております。

募集株式の種類及び数	普通株式 8,100,000株
発行価格	1株につき1,000円
引受価額	1株につき930円
発行価格の総額	8,100,000千円
引受価額の総額	7,533,000千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 3,766,500千円 増加した資本準備金の額 3,766,500千円
払込期日	2019年8月8日
資金の使途	研究施設・動物実験施設の新設、研究開発活動の促進に充当する予定です。

2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、2019年7月5日及び2019年7月24日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2019年9月11日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は4,705,501千円、発行済株式総数は52,654,800株となっております。

発行する株式の種類及び数	普通株式 272,100株
割当価格	1株につき930円
割当価格の総額	253,053千円
増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 126,526千円 増加する資本準備金の額 126,526千円
割当先及び割当株式数	SMB C日興証券株式会社 272,100株
払込期日	2019年9月11日
資金の使途	研究施設・動物実験施設の新設、研究開発活動の促進に充当する予定です。

(その他の注記)

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年9月26日

株式会社ステムリム

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 笹山直孝 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三戸康嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステムリムの2018年8月1日から2019年7月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年7月5日及び2019年7月24日開催の取締役会において公募による新株式の発行を決議し、2019年8月8日に払込が完了している。また、同取締役会においてオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行を決議し、2019年9月11日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響するものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年8月1日から2019年7月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月26日

株式会社ステムリム 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 久 渡 庸 二 ⑩

監査役(社外監査役) 行 正 秀 文 ⑩

監査役(社外監査役) 津 田 和 義 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお10月9日現在の資本金の額は、計算書類 個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載の通り4,705,501,500円になります。

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額4,705,501,500円を4,675,501,500円減少して30,000,000円とし、減少する資本金の額のうち、1,019,135,528円をその他資本剰余金に、残額を資本準備金に振り替えたいと存じます。

#### (2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済み株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額4,675,501,500円をその他資本剰余金及び資本準備金に振り替えるものであります。

#### (3) 資本金の減少が効力を生ずる日

2019年12月1日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

### 第2号議案 剰余金の処分の件

第1号議案がご承認された場合、その他資本剰余金が1,019,135,528円増加しますが、繰越欠損を填補し、資本構成の是正を図る目的から、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の全額を欠損填補のため繰越利益剰余金に振り替えることにつきご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案を原案どおり承認可決いただき、その効力が発生することを条件といたします。

#### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,019,135,528円

#### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,019,135,528円

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

当社事業におけるグローバル展開を見据え、社内の英文表記をStemRIM Inc.に変更するものであります。

また、今後の永続的な成長、及びそれを支えるガバナンス強化に向け、有望な人材を取締役として登用することを視野に入れております。つきましては、今後、取締役を増員するため、現行定款第19条（取締役の員数）の変更を行うものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社ステムリムと称し、英文では、 <u>StemRIM</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社ステムリムと称し、英文では、 <u>StemRIM Inc.</u> と表示する。
第2条～第18条 (条文省略)	第2条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役数は、 <u>8</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役数は、 <u>10</u> 名以内とする。
第20条～第47条 (条文省略)	第20条～第47条 (現行どおり)

#### 第4号議案 取締役2名選任の件

当社の経営体制の一層の強化、充実を図り、当社の成長戦略を確実に実行していくため、取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、本取締役候補者の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
1	ほしの ともゆき 星野 智之 (1977年1月3日)	2001年 3月	平山公認会計士事務所入所	— 株
		2003年 6月	オンコセラピー・サイエンス(株) 入社	
		2010年11月	(株)会計・開示・キャリア支援センター(現(株)OFFICE6)設立 代表取締役(現任)	
2	さわい のりこ 澤井 典子 (1972年1月28日)	1995年 4月	CSKベンチャーキャピタル(株) 入社	— 株
		2014年 6月	(株)ディー・エヌ・エー 入社	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤井典子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 澤井典子氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 澤井典子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、バイオ・ヘルスケア分野において長年にわたる知見をもつことから、医療、医学研究分野における各省庁、製薬企業、アカデミア等への幅広いネットワークを活かし、当社の経営にご尽力頂けるものと考えております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現在の監査役のうち、行正秀文氏、津田和義氏は辞任致しますので、監査役2名の選任を願うものであります。

なお、水上亮比呂氏、島田洋一郎氏は、行正秀文氏、津田和義氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
1	みずかみ あきひろ 水上 亮比呂 (1956年9月13日)	1983年10月	監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所	一 株
		1997年 7月	同所 パートナー	
		2005年10月	同所 横浜事務所所長	
		2018年 9月	水上亮比呂 公認会計士事務所 代表（現任）	
		2018年 9月	（株）リベルタ 取締役（現任）	
		2019年 3月	（株）レックスアドバイザーズ 取締役（現任）	
2	しまだ よういちろう 島田 洋一郎 (1955年10月4日)	1978年 4月	（株）住友銀行（現（株）三井住友銀行）入行	一 株
		1997年 4月	住友キャピタル証券（株）エクイティ部長	
		2003年 4月	大和証券SMBC（株）（現大和証券（株））名古屋事業法人部部長	
		2007年 4月	（株）三井住友銀行 プライベートバンキング営業第二部長	
		2010年 6月	ウィルソン・ラーニングワールドワイド（株）取締役	
		2014年 3月	（株）青山財産ネットワークス 監査役	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 水上亮比呂氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験により、経営に対する高い見識を有しており、当社の経営に助言および指導いただくため、選任しています。
5. 島田洋一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関等において培われた実務及び内部監査等に係る幅広い知識を有しており、当社の経営に助言および指導いただくため、選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名のご選任を願うものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
ゆきまさ ひでふみ 行正 秀文 (1950年4月12日)	1979年 4月	武田薬品工業(株) 入社	一 株
	1991年 7月	同社 研究開発本部化学研究所 主任研究員	
	1999年10月	同社 創薬研究本部創薬化学研究所 リサーチマネージャー	
	2001年 4月	同社 医薬研究本部研究推進部 企画・推進グループマネージャー	
	2005年 4月	同社 医薬研究本部研究推進部 研究推進部 部長	
	2007年 4月	立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構 特別招聘教授(副機構長) 立命館大学 産学官連携戦略本部 産学官連携戦略本部 副本部長	
	2017年 4月	立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構 研究顧問 (現任)	
2018年 2月	当社 監査役 (現任)		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 行正秀文氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。なお、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 行正秀文氏を社外監査役の補欠として選任した理由は、研究機関において培われた研究領域におけるマネジメント及び管理について知識を有しており、また、これまでも当社の社外監査役として従事頂いていることから、当社の業務内容についても理解が深いため、社外監査役の補欠として適任であるとし、選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
5. 行正秀文氏の当社監査役就任期間は本総会終結時をもち1年8ヶ月となります。

## 第7号議案 監査役の報酬限度額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2017年10月26日開催の定時株主総会において、年20,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の株式の上場に伴い、監査の内容もより複雑かつ多様なものとなり、監査役の役割・責務が増大していること等を考慮して、監査役の報酬額を年30,000千円以内と変更させていただきたいと存じます。なお、現在の監査役の員数は3名であります。第5号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結後の監査役の員数も3名となります。

## 第8号議案　　ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、新株予約権者がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。

また、2017年10月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額につき年額300,000千円以内、監査役の報酬額につき年額20,000千円以内と承認されております報酬額とは別枠にて、当社取締役、監査役に対する報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものです。

当社取締役、監査役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとします。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとに「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

なお、第4号議案、第5号議案が原案通り、承認可決されますと、取締役8名、監査役3名となります。

### 1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

当社の研究開発の進展に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資すること、及び当社監査役の厳正なる監査への意識を高めることを目的として、上記の目的を適切に達成するため、特に払込金額無償にて発行するものといたします。

また、当社取締役、並びに監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役、並びに監査役の報酬として相当であると存じます。

報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式2,500,000株を上限とする。このうち、当社取締役に付与する新株予約権の上限は1,500,000株（うち社外取締役分は100,000株）とし、当社監査役に付与する新株予約権の上限は150,000株とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

### (3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、25,000個を上限とする。このうち、当社取締役が付与する新株予約権の上限は15,000個（うち社外取締役分は1,000個）とし、当社監査役が付与する新株予約権の上限は1,500個とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

### (4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.025を乗じた金額（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$



- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- ③ 上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。
- ④ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### (6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### (8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記（7）に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5) ③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件  
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日  
別途取締役会が定める日とする。

(注) 新株予約権の具体的な発行内容及び割当ての条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上